

【診療報酬債権】

差 押 債 権 目 録

金 円

ただし、債務者が 所在、 医院
(開設者 ,) 名義で第三債
務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期の到来する、債務者の診療に係る診
療報酬債権及び公費負担医療費にして、支払期の到来した順序で、支払期が同じ場合
は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで

【記載例】

差 押 債 権 目 録

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円

ただし、債務者が東京都目黒区目黒本町50－1所在、執行医院（開設者 東京都千代田区霞が関70－2，執行太郎）名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期の到来する、債務者の診療に係る診療報酬債権及び公費負担医療費にして、支払期の到来した順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで

【介護報酬債権】

差 押 債 権 目 録

金 円

ただし、債務者が 所在, (介護保
険事業所番号 開設者 ,)名義
で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期が到来する平成12年厚
生省令第20号第1条所定の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用にして、
支払期の早い順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるま
で

【記載例】

差 押 債 権 目 録

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円

ただし、債務者が東京都目黒区目黒本町2丁目26番14号所在、目黒介護サービス（介護保険事業所番号0123456789 開設者 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号、目黒介護サービス株式会社）名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期が到来する平成12年厚生省令第20号第1条所定の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用にして、支払期の早い順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで